

# 第 62 期

# 事 業 報 告

( 平成31年4月 1日から  
令和 2年3月31日まで )

大阪市北区西天満 四丁目8番17号

# 日昌株式会社

文中の将来に関する事項は、当会計年度末現在において当社が判断したものであります。

## 1. 企業の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に小康状態で推移しましたが、米中間の通商軋轢によって輸出や設備投資は依然として低迷したままであり、プラス成長は維持したもののが強さを欠く展開となりました。また、当年度終盤に生じた新型コロナウィルスによる災禍は第4四半期の下降要因となりました。

当社の主要な事業分野であるエレクトロニクス業界においてもこれらの影響は免れませんが、特に当期後半において大口取引の生産停止が急遽決定したことは業績に対し少なからぬインパクトを与えました。

次に、売上高および営業利益の大きな上昇要因としては、親会社からの事業移管が挙げられます。当社は、当年度7月1日をもって日東電工株式会社より日本国内における自動車加工事業を譲り受け実績化することが出来ました。これらの結果、売上高は27,736百万円(前期比約33.0%増)、営業利益は1,088百万円(同104.1%増)、子会社からの配当等を含めた経常利益は1,885百万円(同41.6%増)となりました。

なお、主要な市場セグメント別および製品カテゴリー別の売上高は下表のとおりです。

[主要な市場セグメント別の売上高]

(単位:百万円)

	電子デバイス	モバイル機器	表示デバイス	OA機器	自動車	その他
売上高 (前期比)	6,802 (9.5%増)	2,088 (9.9%増)	1,710 (22.8%減)	2,500 (4.5%減)	8,489 (-)	6,144 (22.2%減)

※スマートフォンの部材は、「電子デバイス」および「表示デバイス」に含まれております。

[主要な製品カテゴリー別の売上高]

(単位:百万円)

	複合・精密 加工部品	機能部品	電子部品	工業材料	自動車加工品	その他
売上高 (前期比)	7,199 (8.6%減)	4,433 (1.1%増)	737 (23.1%減)	4,881 (8.8%減)	8,489 (-)	1,994 (11.8%減)

### (2) 経営の基本方針

当社は親会社である日東電工株式会社を筆頭とするNittoグループの一員であり、Nittoグループ共通の経営理念に“Mission”として掲げる「新しい発想でお客様の価値創造に貢献します」が経営の根幹となる指針であります。

また、当社の強みの源泉である「圧倒的な顧客密着」と「ネットワークとフットワーク」によって市場の変化や将来のニーズを競合他社に先んじて捉え、さらに商社機能と加工メーカー機能を組み合わせることでより高い付加価値を提供して市場優位性を確保していくことが中長期における基本方針であります。

### (3) 対処すべき課題

当社の事業の主たる部分を構成しているのはスマートフォン関連部材を中心としたビジネスであり、売上構成が特定顧客や特定製品に偏重しているため、これらの動向によって自社の業績もまた大きく変動致します。この解消は従前から当社の大きな課題であり、上述した当年度後半の急激な業績悪化もまた当該要因によるものです。

また、スマートフォン市場は数年前より飽和状態となり、かつ製品のコモディティ化が進んで収益性の低下が進んでいるため、新たな事業軸の創出が不可欠です。

これらの課題解決のため、当社はこの数年「事業ポートフォリオの変革」を最重要課題として掲げ売上構成の刷新に全社を挙げて取り組んでまいりました。その結果、当年度においてカーエレクトロニクス市場をはじめとする新たな事業領域の売上高は、海外現地法人など子会社を含めたグループ全体の30%にまで伸長しています。2023年度にはこれを50%にまで拡大することを目標としております。

なお、上記でスマートフォン市場の収益性の低下について述べましたが、一方で同市場においては5Gをはじめとする技術革新が期待され、フォルダブルの登場など新たなチャンスも生じています。「新たな事業軸の創出」には努めるものの、当面のあいだ当社の売上高の過半を占めるのはこれらを含む従来からのエレクトロニクス関連ビジネスであり、市場の変化を敏感に捉えて既存事業の落ち込みに歯止めをかけていく所存です。

次に、商社兼加工メーカーというユニークな形態を活かし、競合他社との差別化を図るためにには加工技術の進化と製造体質の強化を継続する必要がございます。また、高精度・高品位・高難易度の加工を実現するためには新しい機械設備や加工技術の導入と解析能力の強化が必須となります。これらの取り組みの核となるのはやはり人財であり、社内の教育はもとより適時に適材を得るべく中途採用活動にも注力しております。

さらに、自社が提供できるシーズと市場のニーズを合致させ事業化するためには、営業・製造・技術といった社内の各部門はもちろんNittoグループとの有機的な連携や情報交換の活性化が欠かせません。特に親会社とのコンバージェンス(協業)による受託加工ビジネスは、直近の2020年度において当社グループ全体を牽引してくれるものと期待しております。

最後に、当社は「安全・安心な職場環境」の確立とグローバルに活躍できる人財の育成や登用が持続的な成長の礎になると考えております。これら経営インフラに係る基盤構築や改善に向けた取り組みは例年大きく内容を変えるものではありませんが、今後も繋々と続けてまいります。

### (4) 設備投資の状況および資金調達の状況

当期の設備投資につきましては、総額878百万円を実施いたしました。なお、資金調達について特記すべき重要なものはございません。

(5)財産および損益の状況の推移

区分	平成28年度 (第59期)	平成29年度 (第60期)	平成30年度 (第61期)	平成31年度 (第62期)
売上高(百万円)	21,289	22,305	20,846	27,736
営業利益(百万円)	830	1,217	533	1,088
経常利益(百万円)	1,878	2,244	1,331	1,885
当期純利益(百万円)	1,554	1,538	1,118	1,543
1株当たり当期純利益(円)	235.51	233.11	169.33	233.73
総資産(百万円)	24,698	25,480	21,805	23,509
純資産(百万円)	18,041	17,977	17,444	17,900
1株当たり純資産額(円)	2,733.51	2,723.91	2,641.00	2,709.90

(6)主要な事業内容 (令和2年3月31日現在)

当社事業はエレクトロニクス市場などへ次の製品を販売しております。

区分	主要製品
複合・精密加工部品	フィルム・両面テープ類の精密加工及び発泡体等の二次加工製品
機能部品	光学プラスチックの二次加工製品、金属部品、精密成型品、印刷品
電子部品	電子部品搬送用キャリアテープ・トレイ、工程用フィルム材料
工業材料	工業用フィルム・粘着テープ・ゴム材料、工業用接着剤、日東电工製品(接合材料、保護材料、自動車材料等)
自動車加工品	自動車加工品関連製品(日東电工株式会社から移管された事業)
その他の	絶縁材料、機械設備、パッケージ材料、包装材料、副資材

(7)主要な事業所 (令和2年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪府大阪市	東京事業所	東京都品川区
大阪事業所	大阪府大阪市	長野事業所	長野県松本市
豊田事業所	愛知県豊田市	名古屋事業所	愛知県名古屋市
東北MDB	宮城県大崎市	広島MDB	広島県広島市

(8)従業員の状況 (令和2年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
331名	61名(増)	46.0歳	18.7年

(注) 従業員には使用人兼務役員および臨時雇用員は含まれておりません。

(9) 重要な親会社および子会社の状況（令和2年3月31日現在）

1. 親会社の状況

当社の親会社は日東電工株式会社であり、同社は当社の議決権数の100.0%（6,605千株）を保有しております。

2. 親会社との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で、資金の貸付等の取引を行っておりますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、当社の独自の経営判断で事業活動、経営上の決定が行われており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、親会社との間の取引に際し、当社の利益が害されていないと判断しております。

3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
蘇州日東邁特科思 電子有限公司	26,711千RMB	100% (注)	電気・電子材料等の加工・販売

(注) 上記の重要な子会社の売上高は2,451百万円、税引前当期純利益は423百万円であります。

## 2.会社の状況に関する事項

### (1)株式に関する事項(令和2年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数	20,000,000 株
2. 発行済株式の総数	6,605,451 株
3. 株主数	1 名
4. 大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日東電工株式会社	6,605,451 株	100.0 %

### (2)会社役員に関する状況(令和2年3月31日現在)

#### 1. 取締役および監査役

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	右近 敦嗣	
常務取締役	小林 生貴	事業部門長
取締役	上嶋 政博	グローバルビジネス部門長
取締役	小林 郁夫	経営インフラ部門長
取締役	石川 哲矢	モビリティーコンポーネンツ事業部長
取締役	亀山 工次郎	日東電工株式会社 基盤機能材料事業部門 エレクトロニクス材料事業部長
監査役(常勤)	高橋 裕一	
監査役	吉川 裕章	日東電工株式会社 トランスポーテーション事業部門 経理部長

(注1)当事業年度中の取締役、監査役の異動

令和元年6月12日付

取締役の佐藤紀夫、中村圭の2氏が退任し、取締役に石川哲矢、亀山工次郎の2氏が、新たに選任され就任致しました。

(注2)決算期後の取締役の異動等

令和2年4月1日付

取締役の亀山工次郎氏が辞任し、取締役に堀川幸裕氏が新たに選任され就任致しました。

## 2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人數	報酬等の額	摘要
取締役	4名	66,238千円	(注1), (注2), (注3)
監査役	1名	15,525千円	(注1), (注3)
計	5名	81,763千円	

(注1) 第35回株主総会決議による取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）

の報酬限度額は月額8,000千円であります。また同決議による監査役の報酬限度額は、月額3,000千円であります。

(注2) 報酬等の額には第62回定時株主総会において決議予定の役員賞与25,000千円を含めています。

(注3) 報酬等の額には当期に役員退職慰労引当金として費用処理した13,465千円を含めています。

### (3) 会計監査人に関する事項

#### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### 2. 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

##### ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

11,000千円

##### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

11,000千円

### (4) 会社の体制および方針

#### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は次の通りであります。

### 日昌グループ 内部統制システム基本方針

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条の規定に従って、以下のとおり当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）に関する基本方針を定める。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、企業行動基準およびその具体的な内容として法令・倫理の遵守に係わるガイドラインを定め、当社の役員および従業員にこれを周知・徹底する。

(2) 取締役は法令および倫理の遵守を率先垂範するとともに、管理部門を担当する取締役をCSR推進責任者と定め、コンプライアンス体制の整備を含むCSRの推進を図る。

(3) 内部監査部門として監査担当部署を置き、当社各部門およびグループ会社の業務プロセスの適正性および業務の妥当性、効率性等について内部監査を行うとともに、環境・安全・品質・輸出管理に関しては担当部署を定め、監査部署と連携して監査を行う体制をとる。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議決裁文書等、取締役の職務執行に係る文書については、文書管理規程に基づき書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループ全体を俯瞰して合理的かつ最適な方法でリスクコントロールすることを危機管理体制の基礎とし、個々のリスクについて担当部署を定め常時管理した上で、それぞれ関連部署と連携するほか、必要に応じて編成する各種委員会・プロジェクト等の活動を通じて監視・対策する。
- (2) 担当部署は自らが担当する分野における新たな重要リスクの有無について定期的に点検を行い、リスクの顕在化を図る。
- (3) 万一、不測の事態が発生した場合には、直ちに取締役社長および監査役に報告される体制を整え、取締役社長のもとに危機対策本部を設置して損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。  
また、当社の具体的な経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、その重要度に応じて取締役会決議とするほか、意思決定規程をはじめ会社としての決裁ルールを整備し、また、IT技術を活用した業務システムを積極的に導入して業務が効率的に執行される体制を確保する。
- (2) 業務執行の責任者およびその責任範囲、業務執行手続の詳細については、取締役会で定める組織や職務権限規程・業務分掌規程等において、それぞれ定める。

### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団としての当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の基礎として、法令・倫理遵守のためのビジネス行動規範を定めてグループ会社の全役員および従業員にこれを周知・徹底する。
- (2) グループ会社の責任者の権限や責任の範囲を定め、経営上の意思決定および重要事項について当社との事前協議や当社への報告等が適切に行われるようグループ意思決定規程・基準を整備する。また、各グループ会社の業務執行が当社の重要事項に該当する場合には、その重要度に応じて当社の取締役会その他会議体における決議とする。
- (3) グループ意思決定規程・基準に基づき、当社の取締役または執行役員が、それぞれ管掌する事業のグループ会社からの報告を受け、必要に応じてその意思決定に関与することによりグループ全体の業務の適正を確保する。
- (4) 監査役は監査部署と協力し、監査計画に従って各グループ会社を適宜監査するとともに、必要に応じていつでも各グループ会社の監査役および取締役・経営幹部に報告を求めることができる。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制（当該使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）

- (1) 監査役は、その必要に応じて監査担当部署に監査役補助者を置くことができるほか、監査担当部署のスタッフに監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査役補助者および前項の指示を受けた監査担当部署のスタッフ（以下「監査役補助者等」という）は、監査業務に関して取締役から何らの指示・干渉等も受けではなく、取締役もまた監査業務に介入してはならない。
- (3) 監査役補助者等の選任・人事考課・異動等については、常勤監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。
- (4) 監査役補助者等は業務執行にかかる役職を兼務しない。

## 7. 当社の取締役および使用人、ならびにグループ会社の役員および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制（それらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を含む）

- (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、監査役が定める監査計画に従って、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。また、監査役は必要に応じていつでも取締役および使用人に対してこれらの報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、当社グループの重要な会議への出席を求めることができ、それらの会議の議事録のほか、稟議決裁書類や各種報告書の閲覧を求めることができる。
- (3) 取締役は、コンプライアンス違反および緊急事態・事故発生時の報告体制を整え、その適切な運用を維持することにより、それらの問題発生について監査役への迅速かつ適切な報告体制を確保する。
- (4) 法令または倫理規範等に係るコンプライアンス違反の通報体制として、社内担当窓口に加え、匿名性を保つ意味から社外の専門機関を直接の情報受領者とする通報システムを整備し、総務担当部署が主体となってその対応および再発防止体制の整備を行う。

## 8. 監査役へ報告した者が、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に報復行為の禁止等に係る条項を設けて明記するなど、当社およびグループ会社の役員または使用人が、監査役へ報告を行ったことを理由として会社から不利な取り扱いを受けない体制を整備する。

## 9. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行によって生ずる費用または債務は、監査役からの請求に基づき当社は速やかに当該費用または債務の処理を行う。ただし、これらの費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除く。

## 10. その他、監査役の監査が実効的に行われるることを確保する体制

- (1) 監査役は、会計監査人および監査部署等と連携し、またグループ会社監査役との意見・情報交換等を行い、効率的に監査が行える体制を確保する。
- (2) 取締役および取締役会は、業務の適正を確保するために監査の重要性と有用性を認識し、監査部署をはじめ内部監査体制の充実を図ると共に、監査業務が適切に遂行されるために必要な体制の整備に留意する。

## 2. 内部統制に関する基本方針の運用状況の概要

当社グループでは、グループ意思決定規程・基準に従い、案件の重要度に応じて、取締役会をはじめとする意思決定機関（以下、「各意思決定機関」といいます）が意思決定することにより、業務の適正・効率性を確保しております。当事業年度においても、各意思決定機関は適宜に開催され、これら意思決定に関する記録につきましても適切に管理しております。

さらに、コンプライアンスやリスク管理に関しては、管理部門を統括する取締役をC S R責任者と定め、親会社である日東電工株式会社のC S R委員会と連携した社内へのC S R推進活動及びプロジェクト活動等を通じ、適切に行いました。

また、個別の案件に対応するため、匿名性を高めた内部通報体制や緊急事態の報告体制を整備しております。

一方、グループ役職員に対して、当事業年度においても、国内外において、コンプライアンスを含めたビジネス行動規範に関する研修を実施しました。

内部統制については、監査役、内部統制監査部が、監査計画に基づき、適切に監査を行いました。以上の結果、当事業年度において、内部統制に関する基本方針に従い、当社の社内体制が適切に構築・運用されていることを確認しております。

## 計 算 書 類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

事業年度　　自　平成31年 4月 1 日  
(第62期)　　至　令和 2年 3月 31日

大阪市北区西天満四丁目8番17号  
日 昌 株 式 会 社

# 貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>				
<b>流動資産</b>	<b>17,455,786</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,969,266</b>	
現金及び預金	1,423,721	電子記録債務	745,744	
受取手形	331,857	買掛金	2,979,094	
電子記録債権	1,518,362	未払金	394,945	
売掛金	5,727,372	未払費用	442,733	
商品及び製品	564,046	未払法人税等	348,375	
仕掛品	74,534	役員賞与引当金	25,000	
原材料	161,557	その他の	33,373	
短期貸付金	7,508,257			
未収入金	124,422	<b>固定負債</b>		
その他の	69,500	退職給付引当金	544,026	
貸倒引当金	△ 47,846	役員退職慰労引当金	93,408	
<b>固定資産</b>	<b>6,053,380</b>	その他の	2,332	
<b>有形固定資産</b>	<b>3,323,223</b>			
建物	1,576,430	<b>負債合計</b>	<b>5,609,034</b>	
構築物	106,175			
機械及び装置	691,424	<b>(純資産の部)</b>		
車輌及び運搬具	2,543	<b>株主資本</b>	<b>17,879,653</b>	
工具・器具及び備品	258,646	<b>資本金</b>	<b>515,000</b>	
土地	569,129	<b>資本剰余金</b>	<b>526,181</b>	
建設仮勘定	118,873	資本準備金	363,400	
<b>無形固定資産</b>	<b>94,747</b>	その他資本剰余金	162,781	
ソフトウェア	94,747	<b>利益剰余金</b>	<b>16,838,472</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,635,410</b>	利益準備金	109,000	
投資有価証券	131,510	その他利益剰余金	16,729,472	
関係会社株式	588,686	別途積立金	15,000,000	
関係会社出資金	1,329,786	繰越利益剰余金	1,729,472	
繰延税金資産	346,499	<b>評価・換算差額等</b>	<b>20,479</b>	
差入保証金	134,113	その他有価証券評価差額金	19,885	
前払年金費用	99,593	繰延ヘッジ損益	593	
その他の	16,320			
貸倒引当金	△ 11,100	<b>純資産合計</b>	<b>17,900,133</b>	
<b>資産合計</b>	<b>23,509,167</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>23,509,167</b>	

# 損 益 計 算 書

( 平成 31 年 4 月 1 日から  
令和 2 年 3 月 31 日まで )

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		27,736,401
売 上 原 価		22,185,186
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>5,551,214</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,462,424
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,088,790</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	847,786	
そ の 他	58,880	906,666
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	7,511	
営 業 外 減 價 償 却 費	11,540	
為 替 差 損	67,542	
そ の 他	23,472	110,065
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,885,391</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	9,699	
子 会 社 清 算 益	82,415	92,114
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	13,303	13,303
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,964,202</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	525,696	
法 人 税 等 調 整 額	△ 105,404	420,292
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,543,910</b>

## 株主資本等変動計算書

( 平成 31 年 4 月 1 日から )  
( 令和 2 年 3 月 31 日まで )

(単位:千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	515,000	363,400	—	363,400	109,000	15,000,000	1,427,386	16,536,386	17,414,786	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△ 1,241,824	△ 1,241,824	△ 1,241,824	
会社分割による増加			162,781	162,781					162,781	
当期純利益							1,543,910	1,543,910	1,543,910	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									—	
事業年度中の変動額合計	—	—	162,781	162,781	—	—	302,085	302,085	464,867	
当期末残高	515,000	363,400	162,781	526,181	109,000	15,000,000	1,729,472	16,838,472	17,879,653	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	30,766	△ 566	30,199	17,444,986
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 1,241,824
会社分割による増加				162,781
当期純利益				1,543,910
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 10,880	1,160	△ 9,720	△ 9,720
事業年度中の変動額合計	△ 10,880	1,160	△ 9,720	455,146
当期末残高	19,885	593	20,479	17,900,133

## 〔個別注記表〕

### 1. 重要な会計方針に係る注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式  
その他有価証券  
時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価法

時価のないもの

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産
2. 無形固定資産

定額法

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (6) 引当金の計上基準

##### 1. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### 2. 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### 3. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

##### 4. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (7) ヘッジ会計の方法

##### 1. ヘッジ会計の方法

予定取引に係る為替予約に関しては繰延ヘッジ処理を採用しております。

##### 2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引 ヘッジ対象・・・外貨建売上債権

##### 3. ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスクを回避する方針をとっております。

##### 4. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の外貨建売上債権とヘッジ手段の為替予約取引は重要な条件が同一であることから、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。

#### (8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。	
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,260,957 千円
(3) 保証債務 債務保証契約	11,443 千円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務 関係会社に対する短期金銭債権	8,721,044 千円
関係会社に対する短期金銭債務	619,967 千円

## 3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

関係会社への売上高	7,868,094 千円
関係会社からの仕入高	3,657,869 千円
関係会社との営業取引以外の取引高	1,777,348 千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 6,605,451 株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

普通株式の金銭による配当に関する事項	
① 配当金の総額	1,241,824 千円
② 1株当たり配当額	188 円
③ 基準日	平成31年3月31日
④ 効力発生日	令和元年6月13日

(4) 基準日が当事業年度中に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

普通株式の金銭による配当に関する事項	
① 配当金の総額	1,671,179 千円
② 1株当たり配当額	253 円
③ 基準日	令和2年3月31日
④ 効力発生日	令和2年6月15日

なお、配当原資につきましては利益剰余金とすることを予定しております。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、未払賞与及び退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、前払年金費用及びその他有価証券評価差額金であります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については Nittoグループ相互間での金銭消費貸借、キャッシュ・マネジメントによる方針です。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

外貨建売上債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してリスクを回避しております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、取引権限や限度額等を定めた内規に基づき、取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法については、前述の「重要な会計方針に係る注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2) を参照ください)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	1,423,721	1,423,721	—
(2) 受取手形	331,857	331,857	—
(3) 電子記録債権	1,518,362	1,518,362	—
(4) 売掛金	5,727,372	5,727,372	—
(5) 短期貸付金	7,508,257	7,508,257	—
(6) 未収入金	124,422	124,422	—
(7) 投資有価証券 その他有価証券	131,510	131,510	—
資産計	16,765,504	16,765,504	—
(8) 電子記録債務	(745,744)	(745,744)	—
(9) 買掛金	(2,979,094)	(2,979,094)	—
(10) 未払金	(394,945)	(394,945)	—
(11) デリバティブ取引(※2)	(7,370)	(7,370)	—
負債計	(4,127,154)	(4,127,154)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 短期貸付金、(6) 未収入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(7) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(8) 電子記録債務、(9) 買掛金、(10) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(11) デリバティブ取引

時価の算定方法は、先物為替相場、契約締結先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	588,686
関係会社出資金	1,329,786
差入保証金	134,113

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	日東電工株式会社	被所有 直接100%	当社からの 資金貸付、 商品・原材料 の仕入、 役員の兼任	貸付の実行 貸付金の回収 受取利息 商品及び 原材料の仕入	10,421,958 10,400,000 10,958 2,001,743	短期貸付金 買掛金	7,508,257 257,465

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額(商品及び原材料の仕入)には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 貸付金の金利は市場金利を勘案し、双方協議の上決定しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	NISSHO PRECISION (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接40% 間接60%	当社からの 資金貸付	貸付金の回収 受取利息	247,100 3,623	短期貸付金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付金の金利は市場金利を勘案し、双方協議の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |          |   |
|----------------|----------|---|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,709.90 | 円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 233.73   | 円 |

9. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

自動車加工品事業に関する会社分割

・概要

当社は、令和元年7月1日を効力発生日として、当社の親会社である日東電工株式会社より  
国内自動車加工品事業の一部を、吸収分割により承継致しました。

・目的

当社は、自動車を中心としたトランスポーテーション分野を成長領域として注力しております。  
当社の持つ材料加工技術と、日東電工株式会社の持つ材料開発力のシナジーを発揮することで、  
次世代モビリティ分野でお客様にイノベーションをご提供し、価値向上を図って参ります。

・企業結合日

令和元年7月1日

・企業結合の法的形式

当社の親会社である日東電工株式会社を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする  
吸収分割(略式吸収分割)

・実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)、および「企業結合  
会計基準及び事業分割等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年  
9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 附 屬 明 細 書

事業年度  
(第62期)      自 平成31年 4月 1日  
                    至 令和 2年 3月31日

大阪市北区西天満四丁目8番17号

日 昌 株 式 会 社

## 1 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
建物	1,175,907	488,198	499	87,176	1,576,430	753,767	2,330,198
構築物	29,322	83,281	—	6,428	106,175	66,817	172,993
機械及び装置	644,946	180,490	31,961	102,050	691,424	737,729	1,429,153
車輌及び運搬具	2,835	438	—	730	2,543	3,446	5,990
工具・器具及び備品	200,440	146,694	1,152	87,335	258,646	699,196	957,843
土地	560,463	8,666	—	—	569,129	—	569,129
建設仮勘定	141,493	608,232	630,852	—	118,873	—	118,873
有形固定資産計	2,755,409	1,516,001	664,466	283,722	3,323,223	2,260,957	5,584,180
ソフトウェア	104,949	29,086	—	40,440	93,595		
ソフトウェア仮勘定	—	8,087	6,935	—	1,152		
無形固定資産計	104,949	37,173	6,935	40,440	94,747		

(注) 当期増加の主な内訳

建物 東北工場増築・改修工事 437,325千円

構築物 東北工場増築・改修工事 68,983千円

## 2 引当金の明細

(単位:千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	59,868	—	922	58,946
役員賞与引当金	20,000	25,000	20,000	25,000
退職給付引当金	427,376	487,069	370,419	544,026
役員退職慰労引当金	79,943	13,465	—	93,408

## 3 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
荷造運賃	249,993	旅費交通費	166,177
倉敷料	92,343	教育費	7,269
販売促進費	20,038	諸手数料	310,575
給料	1,508,487	光熱水道費	12,491
賞与	630,667	租税公課	20,399
退職給付費用	352,577	賃借料	174,544
法定福利費	304,991	保険料	17,977
福利厚生費	198,502	減価償却費	164,285
消耗品・器具備品費	75,160	電算機費	39,931
修繕費	987	事業税等	52,036
交際費	30,530	その他	3,994
通信費	28,460	計	4,462,424

以上

## 監査報告書

私たち監査役は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに調査をいたしました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月21日

日昌株式会社

常勤監査役

高橋 裕一 

監査役

吉川 裕章 

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

日昌株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千田 健悟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 聰

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日昌株式会社の2019年4月1日から2020年3月31までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上